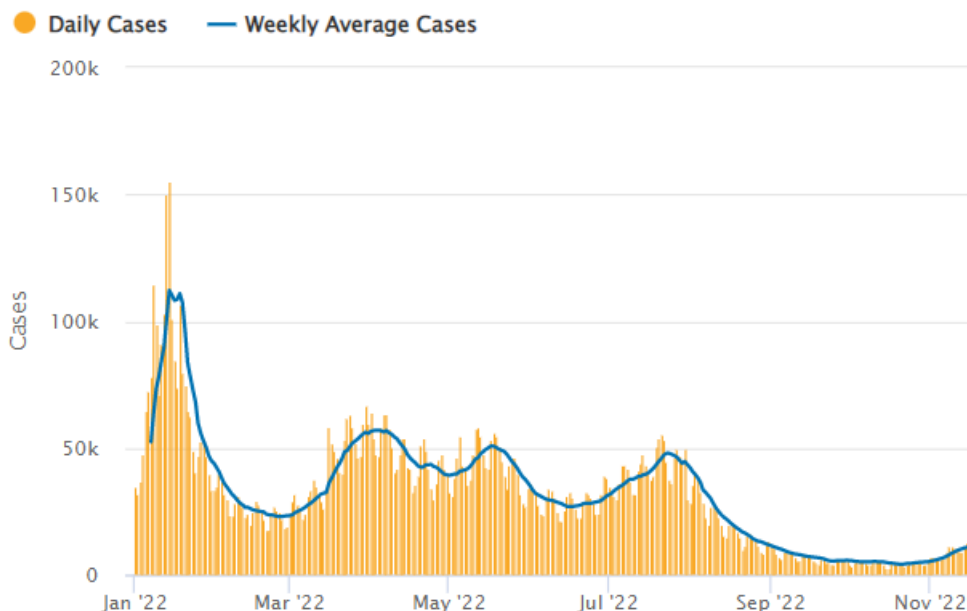


2022年11月

1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（11月15日時点）で **10,799人**（直近1週間の感染者数の1日当たり平均値）となり、10月下旬から増加傾向が見られています。内訳は、NSW州 3,599人、VIC州 2,887人、QLD州 1,320人などとなっています。

COVID-19 cases and 7 day rolling average, 01 Jan 2022 to 15 Nov 2022



(出所 : Department of Health and Aged Care)

- 2022年11月1日以降、日本入国時のファストトラックの利用が、従来の「mySOS」から「**Visit Japan Web**」へ移行されています。Visit Japan Web サービスは、日本国外からの入国者（日本国外から帰国する日本人を含む）が、日本入国時に「検疫」・「入国審査」・「税関申告」の入国手続を行うことができるウェブサービスとなります。

2. クリスマスパティー等におけるFRINGE BENEFIT TAX (FBT) の免除

47%と高い税率が課されるFRINGE BENEFIT TAX (FBT) ですが、特定の場合に免除を受けることができます。本稿ではクリスマスパーティー等における FBT の免除について概要を紹介します。

- 会社で開催されるクリスマスパーティーに係る費用は、一定の要件を充たす場合に FBT が免除となる可能性があります。
- 具体的には、接待飲食費について「50-50 split method」(注)を採用していない場合、以下の条件を充たせば **FBT が免除**となります。
 - ・ クリスマスパティーの飲食に係る費用であること
 - ・ **営業日**に提供されていること
 - ・ **事業敷地内**で提供されていること
 - ・ **現在の従業員**に対して提供されていること (従業員の家族や親戚等への提供は免除の対象になりません)
- 上記の他、パーティー費用やクリスマスギフト費用がそれぞれ従業員 **1 人当たり 300 豪ドル未満**の場合は、所定の条件を充たすことで **FBT を少額免除**することができる可能性があります。この少額免除は従業員だけでなく**従業員の家族や親戚等も対象**となります。なお、この 300 豪ドル未満か否かの判定は、パーティー費用とクリスマスギフト費用を合算せずそれぞれで行います。

(注) FBT 年度中 (毎年 4 月～翌 3 月の 1 年間) における全ての接待飲食費 (従業員または顧客等のいずれに提供されたかに関わらず) の 50%を課税対象額とする方法

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士
オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。